

納 税 地	
法 人 名 等	
代 表 者 又 は 清 算 人 氏 名	様

年 月 日

税務署長

国際最低課税残余额に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の加算税の
賦課決定通知書

次のとおり国際最低課税残余额に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に係る加算税を賦課決定
します。

課税対象会計年度	区 分		加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 年 月 日	申 告 加算税	賦課決定額	円	円
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（－印）する加算税の額		
	重 算 加 税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（－印）する加算税の額		
自 年 月 日 至 年 月 日	申 告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（－印）する加算税の額		
	重 算 加 税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（－印）する加算税の額		
自 年 月 日 至 年 月 日	申 告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（－印）する加算税の額		
	重 算 加 税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少（－印）する加算税の額		

--

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知により新たに納付すべき加算税の額は、 年 月 日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。